

★マイナ保険証のメリット

メリット①

手続きなしで窓口での限度額以上の支払いが不要になります。

※小児医療や、ひとり親家庭などの医療費助成を利用されている場合は、引き続き受給資格証等の提示が必要となります。

マイナ保険証未利用者に対しては、現行と同様申請により認定証等を発行します。

メリット②

マイナ保険証を利用している場合、就職や転職、引越しをしても、保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。

有効期限切れや、前住所地の保険証を

「間違って持ってきてしまったから受診できなかった・・・」というよくあるうっかりの心配がなくなります！！

※保険への加入・資格喪失の手続きは引き続き必要です。

(裏面あり)

メリット③

マイナポータルでご自身の特定健診や薬剤の情報を確認することができます。
また、本人が同意すれば、特定健診や今までに服薬した薬剤の情報を医師や薬剤師と共有できるため、結果として受けることができる医療の質が向上します。

メリット④

マイナポータルで、医療費通知情報の閲覧をすることができます。また、医療費控除の手続きで、医療費通知情報の自動入力が可能になっています。

マイナポータルとは？

ご自宅のパソコンやスマートフォンから、オンラインで行政手続きを行ったり、行政機関からのお知らせを受け取ったりすることができる政府が運営するオンラインサービスです。【<https://myrna.go.jp/>】

次回第3号 マイナ保険証の利用登録方法について（11月配布予定）